

議案第78号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「昭和58年大口町条例第3号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。
- 3 大口町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大口町条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、大口町職員の定年等に関する条例（昭和58年大口町条例第3号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新条例の規定を適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員及びその他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(町長が定める職員を除く。)</p> <p>(4) 大口町職員の定年等に関する条例(昭和58年大口町条例第3号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員及びその他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(町長が定める職員を除く。)</p> <p>(4) 大口町職員の定年等に関する条例(昭和58年大口町条例第3号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> |

改正要旨

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 公益的法人等への派遣等を行うことができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を加えます。（第2条第2項第5号関係）
- (2) 暫定再任用職員は、第2条第2項第1号に掲げる職員に含めません。（附則第2項関係）
- (3) 旧定年条例において勤務延長された職員は、定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなします。（附則第3項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。